

職員の処分について

ストーカー行為等の規制等に関する法律違反で有罪判決を受けた職員に対し、懲戒処分をおこないました。

- 1 概 要 別紙のとおり
- 2 市長コメント 別紙のとおり

本件に関するお問い合わせ先

職員課 人事係

電 話 内線 / 3502

外線 / 027-898-6507

職員の懲戒処分について

1 被処分者

所属	職名	氏名	年齢
財務部市民税課	副主幹	<small>みやした</small> 宮下 <small>しゅうじ</small> 修治	41歳

2 事案の概要

被処分者は被害者に対するストーカー行為をしたことにより、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反の罪で、逮捕・起訴され、令和8年10月9日に罰金10万円の有罪判決を受けた。

また、不同意わいせつの疑いで令和8年7月16日に再逮捕された。（不起訴処分）

被処分者が起訴内容を認めたこと及び本市による聴き取りの結果により、地方公務員法の定めにより懲戒処分を行ったもの。

3 処分内容

(1) 免職

(2) 退職手当は支給しない

4 処分理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。

（参考：地方公務員法第29条）

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

5 処分年月日

令和8年10月14日

6 管理監督責任

訓告処分として、次の職員を嚴重文書注意とする。（同日付）

令和7年度及び令和8年度の財務部長、市民税課長、市民税課長補佐

7 再発防止策

全職員向けに法令遵守及び服務規律の確保について通知するとともに、コンプライアンス行動指針の再確認及びハラスメント防止に継続的に取り組む。

本市職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分事案が続き、市民の皆様の信頼を著しく損なう結果となったことを重く受け止めております。

この事実を厳粛に受け止め、より一層の服務規律の徹底及び綱紀粛正を図るとともに、再発防止に取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

令和8年10月15日

前橋市長 小 川 晶